

東アジアの地域経済協力とASEAN憲章

清水, 一史
九州大学経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/4738294>

出版情報 : 韓国経済研究. 7, pp.39-53, 2008-07. 九州大学研究拠点形成プロジェクト
バージョン :
権利関係 :



東アジアの地域経済協力と ASEAN 憲章*

East Asian Regional Economic Cooperation and the ASEAN Charter

清水 一史**

SHIMIZU Kazushi

The ASEAN Charter was signed in the 13th ASEAN Summit in November 2007. This was the first time that a Charter was signed by ASEAN members. The ASEAN Charter will play a very significant role in the development of intra-ASEAN economic cooperation and East Asian regional cooperation. This is because ASEAN has been not only the sole organization of intra-regional economic cooperation in East Asia, but is also an important hub or axis in the current East Asian regional cooperation.

This paper will evaluate the ASEAN Charter, which was signed in the 13th ASEAN Summit. Section 2 discusses the experiences of intra-ASEAN economic cooperation and pointing out its characteristics. Section 3 analyzes the achievements of the 13th ASEAN Summit, and examines the contents of Charter of ASEAN. Section 4 evaluates the ASEAN Charter. The concluding section concludes these analyses, and also presents some important future issues relating to the ASEAN Charter and Intra-ASEAN economic cooperation or East Asian regional cooperation.

Keywords: *East Asian Regional Economic Cooperation, ASEAN Charter, ASEAN Plus Three, AFTA, AEC, Economic Cooperation, Economic Integration, FTA*
東アジア地域経済協力、ASEAN 憲章、ASEAN プラス3、域内経済協力、経済統合、自由貿易協定

1. はじめに

2007年11月20日に、ASEAN 憲章が ASEAN 各国首脳によって署名された。ASEAN にとって憲章の署名は初のことであった。ASEAN 憲章は現在加盟各国によって批准されつつあり、全加盟国の批准の後に発効される予定である。

東アジアにおいては従来 ASEAN が唯一の地域協力体であり、1967年の設立以来、政治協

*本稿は、2007年12月17日の東京大学社会科学研究所、比較地域主義プロジェクト (CREP) 特別セミナー『ASEAN 憲章の評価』（報告：中村民雄先生、佐藤義明先生、関沢洋一先生、清水）における報告「ASEAN 憲章の評価：域内経済協力の視点から」を基に加筆したものである。末廣昭先生、丸川知雄先生をはじめ大変有益なコメントを下された諸先生に厚くお礼申し上げる。尚、同報告については、中村民雄・佐藤義明・関沢洋一・清水『ASEAN 憲章の評価』（CREP Discussion Paper No.23）も参照されたい。

**九州大学大学院経済学研究院・教授
E-mail: shimizu@en.kyushu-u.ac.jp

力や経済協力など各種の協力を推進してきた。1976年からは域内経済協力を開始し、2003年1月1日にはASEAN自由貿易地域(AFTA)が先行6カ国により関税率0～5%の自由貿易地域として確立され、AFTAの先にASEAN経済共同体(AEC)の実現を目指している。更に、アジア経済危機を契機として、ASEANを重要な核としながらASEANと日本・中国・韓国(ASEANプラス3)を始め東アジア大の地域経済協力が構築されつつある。ASEAN中国自由貿易協定(ACFTA)・ASEAN韓国自由貿易協定(AKFTA)・ASEAN日本包括的経済連携(AJCEP)のような東アジアにおけるFTAも、ASEANを核として構築されつつある。ASEANの憲章の制定は、今後のASEAN域内経済協力と東アジア地域経済協力の展開において大きな意味を持つであろう。

本稿では、2007年11月第13回ASEAN首脳会議で署名されたASEAN憲章を評価する。その際に、これまで筆者が長期的に分析しているASEAN域内経済協力の視点から分析することとする¹⁾。

以下、第2節では、ASEANの域内経済協力の過程を振り返りその特徴を指摘し、第3節では、第13回ASEAN首脳会議において署名されたASEAN憲章の内容を検討する。第4節で、ASEAN憲章をASEAN域内経済協力の視点から評価する。最後に、以上をまとめ、更にASEAN憲章とASEAN域内経済協力・東アジア地域経済協力を巡る論点を提示することとしたい。

1) 筆者はこれまでASEAN域内経済協力を開始時点より長期的に分析しその特徴付けと問題点の指摘を行ってきた(清水、1998、1999、2004、2006、2008等)。本稿はその延長にある。

2. ASEAN 域内経済協力の展開

2-1 ASEAN 域内経済協力の過程

本節では、ASEAN域内経済協力の展開とその特徴について述べる。ASEANは、1967年に設立され、1976年の第1回首脳会議とそこで出された「ASEAN協和宣言」より域内経済協力を開始した²⁾。1976年からの域内経済協力は、「集团的輸入代替重化学工業化戦略」によるものであった。だがブラザ合意を契機とする域内外の諸条件の変化を基に、1987年第3回首脳会議を転換点として、従来の集团的輸入代替重化学工業化戦略は、新たな域内経済協力―「集团的外資依存輸出指向型工業化戦略」―へと転換した。集团的外資依存輸出指向型工業化戦略は、1980年代後半から始まった外資依存かつ輸出指向型の工業化を、ASEANが集团的に支援達成するというものであった³⁾。その後、1991年から生じたASEANを取り巻く政治経済構造の歴史的諸変化(アジア冷戦構造の変化、中国の改革・開放に基づく急速な成長と中国における対内直接投資の急増、アジア太平洋経済協力:APECの制度化等)から、集团的外資依存輸出指向型工業化戦略の延長上での域内経済協力の深化と拡大が進められることとなった⁴⁾。すなわち、1992年第4回首脳会議で認められたAFTA、1996年に決定されたASEAN産業協力計画(AICO)、ASEAN投資地域(AIA)

2) 以下詳細は、清水(1998)、第1-3章を参照されたい。

3) 具体的には、第1に各加盟国ではなくASEANという単位で外資(とくに直接投資)を呼び込み、第2に外資の経済活動を支援し、第3に同時にそれを突破口として統合された域内市場の形成を目指し、第4に輸出可能な工業力をASEANに創出せんとするものであった。清水(1998)、第4章、参照。

4) 清水(1998)、終章、清水(1999)、参照。

の推進と ASEAN のインドシナ諸国への拡大が進められてきた。

しかし、1997年のアジア経済危機を契機として、ASEAN 域内経済協力は、更に新たな段階に入った。ASEAN を取り巻く世界経済・東アジア経済の構造が、更に大きく変化してきたからである。すなわち第1に中国の急成長と影響力の拡大、第2に WTO による世界大での貿易自由化の停滞と FTA の興隆、第3に中国を含めた形での東アジアの相互依存性の増大と東アジア大の経済協力基盤の形成・東アジア大の地域協力の形成に見られるようにである。

ASEAN 域内経済協力はそもそも多くの問題と遠心力を孕んできており、それらはこれまでの域内経済協力の進展を阻害してきたが⁵⁾、更に新たな遠心力が拡大してきた。第1に、インドシナ諸国への ASEAN 加盟国の拡大と経済格差の拡大であった。第2に、ASEAN 各国の域内経済協力に対するスタンスの乱れである。FTA の興隆を背景に、各国は自国の産業の利益を目標に独自に FTA 構築を追及してきた。第3に、ASEAN プラス3のようなより広い協力枠組みの構築や、地域を越えた FTA の展開である。これらにより ASEAN がより広い枠

組みに引き付けられる可能性が増大した。第4に、ASEAN よりもより広い領域を活動の領域とする多国籍企業の活動も、この要因を常に後押しする⁶⁾。

ASEAN は、中国の急成長と影響力の拡大等、前述のアジア経済危機以降の世界経済の構造変化を背景に、これらの遠心力を解決し域内経済協力の深化を迫られることとなった。

2-2 「ASEAN 協和宣言Ⅱ」と ASEAN 経済共同体 (AEC)

2003年10月の第9回 ASEAN 首脳会議は、今後の域内経済協力に向け大きな転機となった。すなわち、2003年10月にインドネシアのバリで開催された第9回 ASEAN 首脳会議の「ASEAN 協和宣言Ⅱ」は、ASEAN 安全保障共同体 (ASC)、AEC、ASEAN 社会文化共同体 (ASCC) から成る ASEAN 共同体 (AC) の実現を打ち出した。

AEC は ASEAN 共同体を構成する3つの共同体の中心であり2002年11月第8回首脳会議で構想が出され、2003年9月第35回経済閣僚会議 (AEM) を経て2003年10月の第9回首脳会議の「ASEAN 協和宣言Ⅱ」において、ASEAN 共同体を構成する柱として宣言された。「2020年までに財・サービス・投資・熟練労働力の自由な移動に特徴付けられる単一市場・生産基地を構築」する構想である⁷⁾。ASEAN が EU のよ

5) 第1に、ASEAN 各国の利害対立を引き起こす諸要因が、常に顕在化する形で残ってきた。ASEAN では、国民統合を基盤とする協力統合が、競合する国民国家によって追い求められてきたのである。第2に、ASEAN においては利害対立を阻止する政策や機構が不在であり、域内経済協力の推進によって不利益を被る諸国に対する「所得の再分配・資本の再配分のための共通政策」といった共通政策が不在であった。第3に、ASEAN 諸国の貿易投資に見られる、アメリカや日本への対外依存の大きさとそれゆえの自立性の欠如であった。第4に、その背景としてのアジア太平洋地域や東アジア地域の相互依存の深化とこうした動きを深部において規定する多国籍企業の活動であった。同上、参照。

6) 清水 (2004)、参照。

7) Ibid. AEC に関しては、ASEAN Secretariat (2003), *Towards a Single Economic Space*, Hew (2005), Severino (2006), Hew and Soesastro (2003)、AEC 構想の基になった提言として ISEAS (2003), *Concept Paper on the ASEAN Economic Community*, Singapore, ASEAN ISIS (2003), *Towards an ASEAN Economic Community*, Jakarta, ASEAN-ISIS, 2003等を参照されたい。

うな単一市場を、あるいは要素の移動を含む共同市場を実現しようと言う構想であった。

AEC に関しては、経済閣僚会議により設置された、経済統合に関するハイレベル・タスクフォース (HLTF) が提言をまとめ経済閣僚会議に提出した。経済閣僚会議はその中の2つの鍵となる提言を受け入れ、それは「ASEAN 協和宣言Ⅱ」にも取り入れられた。一つは次に述べる、有効な問題解決メカニズムを構築することであり、もう一つは、11の優先的分野の統合の加速であった。11の優先的統合分野とそのコーディネート担当国は、インドネシアが木製品、自動車、マレーシアがゴム製品、布製品・衣料品、ミャンマーが農業製品、漁業、フィリピンがエレクトロニクス、シンガポールが e-ASEAN、健康用品、タイが航空・旅行業であった⁸⁾。また一連の会議において、従来解決できずにきた域内各国間の経済問題を解決する新たな機構を構築しようとしてきた⁹⁾。

ところで、AEC においても依然直接投資の呼び込みは非常に重要な要因であり、AEC は集団的外資依存輸出指向型工業化の側面を有している。セベリノ前 ASEAN 事務局長が述べ

ているように、2002年11月4日のプノンペンにおける ASEAN 首脳会議において、シンガポールのゴー・チョクトン首相は AEC を提案したが、それは ASEAN 首脳達の ASEAN による直接投資を呼び込む能力への危惧によるものであった¹⁰⁾。ASEAN 各国にとって依然として直接投資と輸出は発展のための切り札であった。しかし中国やインドという強力な競争者が台頭し、そのような環境の下でより直接投資を呼び込むために、各国首脳達は ASEAN としての協力・統合を求めたのであった。

2-3 「ビエンチャン行動計画 (VAP)」と域内格差の是正

2004年11月末にビエンチャンで開催された第10回首脳会議では、前年の第9回首脳会議の「ASEAN 協和宣言Ⅱ」に続いて、ASEAN 共同体へ向けての取り組み等が話し合われ、「ASEAN 優先統合分野枠組み協定」の調印、「ビエンチャン行動計画 (VAP)」の採択がなされた¹¹⁾。

VAP は、ASEAN の長期目標の「ASEAN Vision 2020」を実現するための第2期の行動計画である。VAP は、「ASEAN 協和宣言Ⅱ」における、AEC を含めた ASEAN 共同体の創設の宣言を受けて「ハノイ行動計画 (HAP)」

8) "The Thirty-Fifth ASEAN Economic Ministers Meeting, 2 September 2003, Phnom Penh, Cambodia," <http://www.aseansec.org/15066.htm>. "Recommendation of the High-Level Task Force on ASEAN Economic Integration."

<http://www.aseansec.org/hltf.htm>. HLTF は、各国通商産業省の事務次官等により構成され、ISEAS と ASEAN-ISIS による二つの研究 (ISEAS, *Concept Paper on the ASEAN Economic Community*, Singapore, ISEAS, 2003, ASEAN ISIS, *Towards an ASEAN Economic Community*, Jakarta, ASEAN-ISIS, 2003) を基に提言をまとめた。

9) 新たな問題解決機構は、第1にリーガル・ユニット、第2に貿易投資問題を解決するための ASEAN 協議体 (ACT)、第3に ASEAN 裁決機関 (ACB) を含む。

10) ゴー首相を含め ASEAN 首脳達は、全ての ASEAN 諸国が持続的な成長を直接投資に依存していることを認識した上で、ASEAN 諸国の直接投資を呼び込む力が弱いことに強い危惧を抱いていた。そして新たな投資受け入れ先としての競争者である中国やインドの台頭という状況下において、東南アジアがこれらの状況に立ち向かう唯一の方法は、投資家に信頼される方向で ASEAN 経済の統合を深化させることであると確信していたのである。Severino (2006), pp.342-343.

11) 第10回首脳会議と「ビエンチャン行動計画 (VAP)」に関しては、清水 (2005)、参照。

よりも具体的な長期目標を設定し、第1に ASEAN 共同体の実現に向けて ASEAN の包括的な統合を追求することを宣言した。第2に、ASEAN の低開発加盟国の発展の問題に配慮し、域内格差の是正を強く打ち出した¹²⁾。第3に、ASEAN 憲章に関しても、制定に向けての作業を宣言した¹³⁾。

2-4 ASEAN 憲章の制定と AEC の確立へ向けて

ASEAN 憲章の制定と AEC の確立へ向けた行動は、更に加速してきた。2005年12月第11回 ASEAN 首脳会議では、「ASEAN 憲章の制定に関するクアラルンプール宣言」を宣言し、ASEAN 憲章の制定に正式に合意した。また賢人会議 (Eminent Persons Group: EPG) が一年以内に憲章案をまとめることとした¹⁴⁾。

第12回 ASEAN 首脳会議は、2006年12月から延期された後2007年1月に開催され、「ASEAN 憲章の指針に関するセブ宣言」を宣言した。ASEAN 憲章に関しては、賢人会議が提出した報告書「ASEAN 憲章に関する EPG 報告 (EPG 報告)」を支持し、次回の首脳会議で完成させることとした¹⁵⁾。また、「ASEAN 共同

体の15年成立に関する ASEAN 宣言」によって、ASEAN 共同体創設を5年前倒しして2015年とすることを宣言した¹⁶⁾。

2-5 ASEAN 域内経済協力の重要な特徴

以上、ASEAN 域内経済協力の展開を見てきたが、最近の東アジア地域協力や FTA を分析する上で把握すべき ASEAN 域内経済協力における重要な特徴を指摘しておきたい。

ASEAN においては、域内経済協力が、その政策的特徴ゆえに東アジアを含めより広域の経済協力を求めることである。また、逆に、域外経済協力が域内経済協力を要請することである¹⁷⁾。

ASEAN の域内経済協力においては、現在においても、外資の獲得、輸出市場の確保、外資による域内国際分業の支援は重要な要因である。すなわち1987年からの集団的外資依存輸出指向工業化の側面を有している。当初の BBC スキームは言うまでも無く、BBC スキームの延長の AICO、AFTA、ASEAN 投資地域 (AIA) も、集団的外資依存輸出指向工業化の延長である。ASEAN 諸国の発展にとっては、域内資本と域内市場の確保とともに、依然として外資の導入と輸出は重要な要件だからである。

また ASEAN 域内経済協力においては、これまで域内経済協力を巡る緊張を域外からの支援によって解決してきた歴史がある¹⁸⁾。ASEAN 地域協力の特徴である、外部の力を利

12) 「I. 前文」で、「ASEAN 共同体における共有の繁栄と運命へ向けて」をテーマとすることを述べ、「1. 『ASEAN 協和宣言(II)』に示された、2020年までに開放的でダイナミックで強靱な ASEAN 共同体の実現に向けて ASEAN の包括的な統合を追求することに同意する」として政治・経済・社会の統合へ向かうことを宣言し、「2. ASEAN の低開発加盟国の発展の問題」に配慮し加盟国間の発展のギャップを埋めることを宣言した。「Vientian Action Program,」 <http://www.aseansec.org/VAP-10th%20ASEAN%20Summit.pdf>.

13) Ibid.

14) “Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter Kuala Lumpur, 12 December 2005,” <http://www.aseansec.org/18030.htm>.

15) “Chairperson’s Statement of the 12th ASEAN Summit,” <http://www.aseansec.org/19280.htm>.

16) “Cebu Declaration on the Acceleration of the Establishment of an ASEAN Community by 2015,” <http://www.aseansec.org/19260.htm>.

17) 詳細は、清水 (2008)、参照。

18) 1976年開始の ASEAN 共同工業プロジェクト (AIP) の時から既に、域内協力の緊張を域外からの援助 (日本からの援助) で解決していた。清水 (1998)、第2章。

用して域内協力の矛盾を解決する、あるいは域内協力を進めるという論理は格差是正の面でも貫徹し、最近では域内格差の是正のための資金確保に端的に見られる。自らの協力・統合のための域外からの資金確保が肝要なのである。

ASEAN 域内経済協力では、発展のための資本の確保・市場の確保が常に不可欠であり、同時に、自らの協力・統合のための域外からの資金確保も肝要である。これらの要因から、東アジア地域協力を含めた広域な制度の整備や FTA の整備は不可避である。すなわち ASEAN においては、域内経済協力が、集団的外資依存輸出指向型工業化の側面を有するというその政策的特徴ゆえに、東アジアを含めより広域の経済協力を求める。しかし同時に、協力枠組みのより広域な制度化は、常に自らの存在を脅かす。そしてそれゆえに、東アジア地域協力の構築におけるイニシアチブの確保と自らの協力・統合の深化が求められるのである。

2-6 ASEAN と東アジア地域協力：ASEAN 域内経済協力の東アジアへの拡大

また ASEAN においては、域内経済協力と同時に域外経済協力が展開し、域外経済協力（対外経済共同アプローチ）に関して一貫して効果を上げてきた。この域外経済協力の成功は域内経済協力の深化を求める。最近では、域外経済協力の延長に、東アジア地域経済協力においてきわめて重要な位置を確保している。たとえば第 1 に、東アジアの地域協力においては ASEAN が交渉の場を提供している。ASEAN 拡大外相会議、ASEAN プラス 3 会議、日本・中国・韓国首脳会議、ASEAN 地域フォーラム (ARF) に見られるように、東アジア地域における交渉の「場」を ASEAN が提供し、同時に域外諸国への要求と自らのイニシアチブの獲

得を実現してきた。第 2 に、アジア経済危機後のチェンマイ・イニシアチブ (CMI) の構築に見られるように、ASEAN 域内経済協力の延長に一部の協力 (ASEAN スワップ協定) が東アジア大に拡大した。第 3 に、最近の ASEAN を巡る中国・日本・韓国による FTA 構築競争も、これらの会議の場を主要な舞台としてなされ、ASEAN は東アジアにおける FTA の最重要な軸となっている。

以上の成果の延長に、更に ASEAN 域内経済協力のルール（あるいはシステム）が東アジアへ拡大してきていることが重要である。たとえば、上記のように、ASEAN スワップ協定が、チェンマイ・イニシアチブとして東アジアへ拡大した。また、AFTA 原則が、ASEAN を軸とするそれぞれの FTA に展開してきている。たとえば AFTA の原産地規則が、中国、日本、韓国との FTA へ敷衍してきている。またエンジニアリング・サービスの相互認証、電気電子機器等の基準認証、通関手続き統一、看護サービスの相互認証等も ASEAN から始められようとしている¹⁹⁾。更に、EAS の参加基準も ASEAN 基準に基づくことになった。本論で検討している ASEAN 憲章も、東アジア憲章や東アジア共同体を方向付けする可能性がある。

ここから考えられることは、ASEAN の域内

19) "ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Engineering Services Kuala Lumpur, 9 December 2005,"

<http://www.aseansec.org/18009.htm>,

"Agreement on the ASEAN Harmonized Electrical and Electronic Equipment (EEE) Regulatory Regime Kuala Lumpur, 9 December 2005,"

<http://www.aseansec.org/18012.htm>,

"Agreement to Establish and Implement the ASEAN Single Window Kuala Lumpur, 9 December 2005,"

<http://www.aseansec.org/18005.htm>.

経済協力・統合の深化と方向が、東アジア地域協力の鍵を握る、東アジア地域協力を方向付けるということである。

ASEAN にとっては、発展のための資本の確保・市場の確保のためにも、更に東アジアの地域協力における地位の維持のためにも、協力や統合の深化がより求められる。そして、協力の深化のために、これまでの利害対立の解決なり実際に合意した経済合意の履行のための制度の整備がより必要になってきている。ASEAN 憲章の制定はこの延長にある。

3. 第13回 ASEAN 首脳会議と ASEAN 憲章

3-1 第13回 ASEAN 首脳会議

本節では、第13回 ASEAN 首脳会議において署名された ASEAN 憲章の内容を検討する。まず、第13回 ASEAN 首脳会議について述べておく。ASEAN 首脳会議とそれに続く一連の首脳会議を並べてみると以下のとおりである。

- ・ 11月20日、第13回 ASEAN 首脳会議
- ・ 11月20日、第11回 ASEAN プラス 3 首脳会議
- ・ 11月20日、第11回 ASEAN 中国首脳会議
- ・ 11月21日、第11回 ASEAN 日本首脳会議
- ・ 11月21日、第11回 ASEAN 韓国首脳会議
- ・ 11月21日、第6回 ASEAN インド首脳会議
- ・ 11月21日、第3回東アジア首脳会議(EAS)
- ・ 11月22日、ASEAN・EU 記念首脳会議

ASEAN 首脳会議を始めとして、ASEAN プラス 3 首脳会議、ASEAN プラス 1 の各種の首脳会議、第3回 EAS が開催され、ASEAN・EU 記念首脳会議も開催された。言うまでもなく ASEAN 憲章に直接に関係しているのは、第13回 ASEAN 首脳会議である。

第13回 ASEAN 首脳会議では、第1に ASEAN 憲章に署名した。首脳会議ではミャンマー問題も焦点となる中で、ミャンマーを含め全加盟国が署名した。

第2に AEC の2015年までのロードマップである「AEC ブループリント」を発した。ASC、ASCC については次回に宣言することとなった。このことは AEC の構築が3つの共同体の中でも先行し、AEC が ASEAN 共同体の3つの柱の中でもとりわけ重要であることを示している。「AEC ブループリント宣言」は、それぞれの分野ごとの目標とスケジュールを定めた。単一の市場と生産基地（財の自由移動、サービスの自由移動、投資の自由化、資本の自由移動、熟練労働力の自由移動、統合優先分野、食品・農林業）、競争力を有する経済圏、平等な経済発展、グローバル経済への統合が述べられている²⁰⁾。

第3に、今回の ASEAN 首脳会議では環境保全が重要なテーマとなり、「環境保全に関する ASEAN 宣言」、「環境保全に関する ASEAN 宣言」、「国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) 第13回条約国会議及び京都議定書第3回締約国会合に関する宣言」を宣言した。「環境保全に関する ASEAN 宣言」では、温暖化対策で ASEAN が積極的に関与することを宣言している²¹⁾。

ASEAN 首脳会議以外の首脳会議では、現在の東アジア大の地域協力の中核である第11回 ASEAN プラス 3 首脳会議で、今後の東アジア地域協力の指針となる「東アジア協力に関する

20) “ASEAN Economic Community Blue Print,” <http://www.aseansec.org/21083.pdf>.

21) “ASEAN Declaration on Environmental Sustainability,” <http://www.aseansec.org/21060.htm>.

第2共同声明」が発せられた²²⁾。続いて第11回 ASEAN 中国首脳会議、第11回 ASEAN 日本首脳会議、11回 ASEAN 韓国首脳会議、第6回 ASEAN インド首脳会議の ASEAN プラス1会議も例年同様開催された。日本と ASEAN は、首脳会議前の19日に経済閣僚会議で JAEPA に最終合意し、21日の ASEAN 日本首脳会議で最終合意を確認した²³⁾。

2005年から毎年開催され定着した3回目の EAS では、「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」が宣言された。東アジアにおける地域協力は、ASEAN プラス3や EAS がそれぞれのテーマを有して多層的・重層的に展開してきている。今回の首脳会議においては、ASEAN と EU の関係構築30周年並びに ASEAN 設立40周年の記念として、ASEAN・EU 記念首脳会議も開催されている²⁴⁾。

今回の首脳会議ではミャンマーの民主化問題も焦点であった。国連ミャンマー問題担当特使のガンバリ特別顧問による EAS でのミャンマー問題の報告も検討されたが、ミャンマーの反対により、更にはラオス、ベトナム、カンボジアも反対し取りやめとなり、ミャンマー問題に関してはシンガポールによる議長声明に終わっている²⁵⁾。ミャンマー問題は、ASEAN 憲章の行方にも影響を与えている。フィリピンのアロヨ

大統領は、ASEAN 憲章の批准に関して「ミャンマーが民主主義の採用とアウン・サン・スーチー氏の解放を拒むなら、フィリピンが ASEAN 憲章を批准することは極めて困難であろう」と述べている²⁶⁾。

3-2 ASEAN 憲章の経過

ASEAN 憲章の内容に入る前に、簡単に ASEAN 憲章の経過を振り返っておきたい。ASEAN 憲章については以前から制定について検討されてきたが、実際に制定に向けて行動が取られたのは最近である。最近の経過では、2004年11月第10回 ASEAN 首脳会議で宣言された VAP の中で、ASEAN 憲章制定に関しての作業実施を規定した。「I. 前文」で「ASEAN を強化する必要を確認し、ASEAN 憲章の進展に向けて作業する」ことを宣言している²⁷⁾。

2005年12月の第11回首脳会議では「ASEAN 憲章の制定に関するクアラルンプール宣言」を宣言し、ASEAN 憲章の制定に正式に合意した²⁸⁾。そして EPG が一年以内に憲章案をまとめることとなった²⁹⁾。

2007年1月の第12回 ASEAN 首脳会議では「ASEAN 憲章ブループリントに関するセブ宣言」を宣言し、EPG が「ASEAN 憲章に関する EPG 報告 (EPG 報告)」を提出した。EPG

22) "Second Joint Statement on East Asia Cooperation Building on the Foundations of ASEAN Plus Three Cooperation,"

<http://www.aseansec.org/21099.htm>.

23) "Chairman's Statement of the 11th ASEAN-Japan Summit Singapore, 21 November 2007,"

<http://www.aseansec.org/21130.htm>.

24) "Joint Declaration of the ASEAN-EU Commemorative Summit Singapore, 22 November 2007,"

<http://www.aseansec.org/21120.htm>.

25) "ASEAN Chairman Statement on Myanmar,"

<http://www.aseansec.org/21057.htm>.

26) *The Straights Times*, 20 November.

27) "Vientian Action Program,"

<http://www.aseansec.org/VAP-10th%20ASEAN%20Summit.pdf>.

28) "Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter Kuala Lumpur, 12 December 2005,"

<http://www.aseansec.org/18030.htm>.

29) "Chairman's Statement of the 11th ASEAN Summit 'One Vision, One Identity, One Community,' Kuala Lumpur, 12 December 2005,"

<http://www.aseansec.org/18040.htm>.

報告では、第1に、コンセンサス方式を見直して、一部に多数決方式を取り入れることを提案し、第2に、ASEANの目的や原則に対し重大な違反行為があった場合には、当該国の権利と特権の停止を提案した³⁰⁾。この報告を基にASEAN憲章が作成されるならば、ASEANのコンセンサス方式が見直され、内政不干渉原則も変更される可能性が生まれた。EPG報告をもとに、高級事務レベルのHLTFが起草作業に入り、第13回首脳会議に向けて実際にASEAN憲章が作成されて来た。

こうして第13回ASEAN首脳会議の際に、ASEAN憲章が全10カ国によって署名された。11月19日にはHLTFによるASEAN外相に対するプレゼンテーションも行われている。

3-3 ASEAN憲章の内容

3-3-1「目的」

それでは、ASEAN憲章の主な内容を検討していくことにしたい(ASEAN憲章の主要内容に関しては、第1表を参照)。ASEAN憲章は前文と全55条から構成される。また4つの付属文書が付いている。第1条は「目的」である。「地域の平和、安全、安定を維持強化する」、「地域的強靱性を強化する」、「核兵器や大量破壊兵器の存在しない地域としての東南アジアを維持」が述べられている³¹⁾。これらはこれまでのASEANの宣言等で従来述べられてきたことである。

これらの目的の次に「経済目標」が2つ並べられている。第1に、「安定、繁栄し、高度な

競争力を有する、経済的に統合された、単一市場と生産基地を創出する」ことを述べる。これはAECの創出を意味する。すなわち協力・経済統合の推進、特にAECの創出が、ASEAN憲章の中でも重要な位置を占めている。第2に、「域内での貧困を削減し域内発展格差を縮小する」ことが述べられている。これは第2節で述べた域内発展格差の縮小と関係することである³²⁾。

次は「民主主義を強化し、グッドガバナンスと法の支配を強化し、人権と基本的自由を促進する」ことであり、人権と基本的自由の促進に関係している。そして「地域の環境保護を保障する、持続可能な発展を促進する」ことが述べられる³³⁾。

最後に、経済面にも大きく関係することだが、「地域アーキテクチャーにおける域外パートナーとの関係・協力において主要な推進力であるASEANの役割を維持する」を明文化している³⁴⁾。すなわち東アジアの各種の地域協力枠組みにおけるASEANの主要な役割を強調している。

3-3-2「原則」と「法人格」

第2条は「原則」である。「原則」としては、「独立、主権、領土を尊重する」、「加盟国の内政への不干渉」、「ASEANに共通の利益に深刻に影響を与える案件に関して協議を強化」、「法の支配、グッドガバナンス、民主主義の原則を支持する」、「基本的自由、人権を尊重、社会的正義を推進」、「国連憲章、国際法、国際人権法を支持」を規定している。経済に関係する項目として、「多角的貿易ルールと(経済に関係す

30) "Report of the Eminent Persons Group," <http://www.aseansec.org/19247.pdf>.

EPG報告に関しては、鈴木(2007)も参照されたい。

31) "Charter of the Association of Southeast Asian Nations," <http://www.aseansec.org/21069.pdf>.

32) Ibid.

33) Ibid.

34) Ibid.

る) ASEAN のルールに基づいたレジームを支持」を明文化した。また第3条「ASEAN の法人格」では、「ASEAN は、多国間組織として、法人格を付与する」ことを明文化した³⁵⁾。

3-3-3 「組織」

「組織」に関しては第7条から第14条で述べられる。「ASEAN 首脳会議」、「ASEAN 調整評議会」や「ASEAN 共同体評議会」などが述べられる。この中で重要なのは、ASEAN 首脳会議の開催を年1回から年2回に増やすことである。また ASEAN 事務局と事務局長の権限を増すことである。ASEAN 事務局長に関しては、「ASEAN の協定や決定の実行状況をモニターする」役割を特に明文化してある³⁶⁾。

各条では、「第7条 ASEAN 首脳会議」で「ASEAN の最高意思決定機関である」、「大臣級の事務局長を指名する」、「年2回開催される」ことが規定されている。「第8条 ASEAN 調整評議会」は「ASEAN 外相で構成され、最低年2回開催される」ことを、「第9条 ASEAN 共同体評議会」は「ASC、AEC、ASCC 評議会」で構成され、最低年2回会合する」ことを述べた。「第11条 ASEAN 事務局長と ASEAN 事務局」では、①「任期5年でアルファベット順の加盟国持ち回りで選出される」、②「ASEAN の協定や決定の実行状況をモニターする」、③「ASEAN の見解を代表する」ことを述べている。「第12条常駐代表」では「各加盟国は、ジャカルタに大使級の ASEAN 常駐代表を指名する」ことも規定した³⁷⁾。

第14条は、「ASEAN 人権機構」の設置である。「EPG 報告」になかったが、新たに取り入

れられた機構で、「人権と基本的自由の促進と保護に関する憲章の目的と原則に合わせて、ASEAN は ASEAN 人権機構を設置する」と述べられる³⁸⁾。

3-3-4 「決定方式」と「紛争解決」

次に、「決定方式」(「第20条協議とコンセンサス」、「第21条履行と手続き」)に関してである。「決定方式」は結局従来通りとなり、「基本原則として、ASEAN における意志決定は、協議とコンセンサスに基づく」こととされた。ただし、第1に、「コンセンサスが得られない場合は、首脳会議が決定方式を定めることができる」としており、第2に「重大な憲章違反がある場合には、その案件は首脳会議に委任される」とした。また第21条「履行と手続き」で、経済合意(コミットメント)の履行に関しては、「コンセンサス(全会一致)のもとで、ASEAN マイナスX方式を含む柔軟な方式を取ることが出来る」ことも明文化された³⁹⁾。

「紛争解決」(「第26条未解決の紛争」、「第27条コンプライアンス」)については、「未解決の紛争」に関しても規定ができ、「紛争が解決出来ない場合には、(本憲章の先の規定の適用の後に) ASEAN 首脳会議に決定を委任される」ことが定められた。「コンプライアンス(法の遵守)」は、この憲章では特に事務局長の規定で、「事務局長は、紛争調停についての成果、提案内容、決定事項に関するコンプライアンスを監視する」役割を明文化した⁴⁰⁾。

35) Ibid.

36) Ibid.

37) Ibid.

38) Ibid.

39) Ibid.

40) Ibid.

3-3-5 「運営と手続き」・「アイデンティティーとシンボル」・「対外関係」

「運営と手続き」では、「第34条 ASEAN の使用言語」を英語と定め、「アイデンティティーとシンボル」では、「第35条 ASEAN アイデンティティー」、「第36条 ASEAN モットー」（一つのビジョン、一つのアイデンティティー、一つの共同体）、「第37条 ASEAN の旗」、「第38条 ASEAN のエンブレム」、「第39条 ASEAN の日」、「第40条 ASEAN の歌」を規定した⁴¹⁾。これらのうち使用言語、モットー、歌について ASEAN は EU を越えた成果と謳っている⁴²⁾。

最後に、「対外関係」について、「第41条対外関係」で「ASEAN は地域協定において主要な推進力となる」ことを確認している⁴³⁾。

3-4 ASEAN 憲章と EPG 報告

さて、ここではこれまで述べてきた ASEAN 憲章を、その基礎となった EPG 報告と比較してみることにする。両者を比較すると、基本的には ASEAN 憲章は EPG 報告を基にしていると言える。しかしながら、EPG 報告には含まれていなかった「ASEAN 人権機構」を新たに採用したこととともに、EPG 報告が提言していた「原則」と「決定方式」に関する提言が採用されなかったことが重要な相違点である。

EPG 報告では、第1に、コンセンサス方式を見直して、一部に多数決方式を取り入れることを提案し、第2に、ASEAN の目的や原則に対し重大な違反行為があった場合には、当該国

の権利と特権の停止を提案した。しかし、ASEAN 憲章ではそれらは採用されず、第1に意思決定は協議とコンセンサスの原則に基づくこととなった。そして協議とコンセンサスが不可能なときには首脳会議に決定を委任するという事に留まった。第2に、重大な義務違反のときには首脳会議に委任する、ということに留まったのである。

4. ASEAN 憲章の評価

これまでの検討を踏まえて ASEAN 憲章の評価をしていきたい。まず全体的な評価として、第1に、今回の首脳会議で ASEAN 憲章にミャンマーを含めた全加盟国が署名したこと自体が大きな成果であると考え。第2に、ASEAN の存立基盤の強化がなされてきていると言える。すなわち、ASEAN の設立の根拠はこれまで1967年の ASEAN 設立時の「バンコク宣言」にのみ拠っていたが、ASEAN の存立基盤が宣言ではなく、法・規則に発展することとなる。第3に、ASEAN の目標や基本原則あるいはルールを成文化したことが重要な評価点であると考え。第4に、制度が新たに構築され、あるいはこれまであった制度が明文化され整理されてきていることが重要な成果であろう。

以上によって、第1に ASEAN が憲章に書かれている原則やルールに規範付けられる、第2に合意事項の遵守義務が強化される、第3に ASEAN が AEC を含めた ASEAN 共同体の実現へ向けて方向付けられる、加速させられると考える。

しかしながら、第1に多くの部分は未定であること、第2にコンセンサス方式等のこれまでの主要な原則は維持されていること、第3に罰則規定が打ち出されていないことが指摘できる。

41) Ibid.

42) "Media Release: ASEAN Leaders Sign ASEAN Charter," <http://www.aseansec.org/21085.htm>.

43) "Charter of the Association of Southeast Asian Nations," <http://www.aseansec.org/21069.pdf>.

今後全加盟国が批准して、実際に ASEAN 憲章が発効されるのかどうか最初の課題である。前述のようにフィリピンのアロヨ大統領は、ミャンマーが民主化を進めないとフィリピン国会が批准できないことを述べている。また具体的な内容を今後どのように詰めていくかが課題である。実際の成果は今後の展開によることは否めない。

それでは、ASEAN 憲章を ASEAN 域内経済協力の視点からはどのように評価できるであろうか。「ASEAN 憲章の内容」で検討したように、ASEAN 憲章は、第 1 に、「目的」で AEC を明文化し、経済目標の最上位に置いている。第 2 に、「目的」で「経済格差の縮小」も明文化している。第 3 に、「目的」で、経済関係を最重要点とする東アジア地域協力における推進力としての役割の維持を明文化している。第 4 に、「原則」で経済に関する ASEAN ルールの支持を明文化した。第 5 に、経済における柔軟な決定方式、いわゆる ASEAN マイナス X 方式を明文化している。

以上から見ると、ASEAN 憲章の制定は ASEAN 域内経済協力の深化のための重要な一歩と考えられる。第 1 に、ASEAN 憲章の制定自体が、AEC の実現のためという側面を持っている。ASEAN 憲章の制定は、AEC を進めるための重要な一歩になる。第 2 に、AEC の実現を含めた目標の明文化により、域内経済協力の推進が図られるであろう。第 3 に、ASEAN 憲章に含まれる多くの制度化の実現により、AEC 実現と域内経済協力の深化、更には東アジア地域協力における ASEAN の地位の維持を支援することができるであろう。たとえば紛争の解決や利害対立の解決が可能となるであろう。コンプライアンス規定を含めた経済合意の履行の圧力を増しそしてそれにより域内

経済協力の深化を支援することができるであろう。当初の AFTA の例に見るように、従来は合意しても実際にはなかなか履行されないケースが多かったからである。ただし無論、憲章の発効と今後の制度の整備が前提である。

5. おわりに

今回の ASEAN 憲章の署名は、ASEAN にとって重要な成果であった。ASEAN 憲章の制定により、AEC 実現と域内経済協力の深化、更には東アジア地域協力における ASEAN の地位の維持を支援することができるであろう。ただし、憲章が実際に発効されるかどうか、あるいは今後どのように制度が整備されるかによる。

現在、ミャンマー問題をも抱えながら全加盟国によって ASEAN 憲章が批准され発効されるのが焦点である。2007年3月時点では、シンガポール、ブルネイ、ラオス、マレーシア、カンボジア、ベトナムが批准している。今後、たとえば今年の ASEAN 首脳会議の際に発効できるであろうか。ASEAN は、更には、憲章の規定の具体的な内容を詰め諸制度を整備して行かなければならない。

最後に、ASEAN 憲章と ASEAN 域内経済協力・東アジアの地域経済協力の今後を巡るいくつかの論点について述べておきたい。まず ASEAN 憲章を巡っては、第 1 に、ASEAN 憲章は無事に批准され発効されるか、第 2 に、紛争解決機能、人権機構等は機能していくのか、第 3 に、未定部分はどのように決定されるか、決定方式等は今後修正されていくのか、が論点である。

次に ASEAN 域内経済協力を巡る論点として以下が上げられる。第 1 に、ASEAN 域内経

済協力は、「ASEAN 協和宣言Ⅱ」を大きな転換点として、そして ASEAN 憲章の制定を弾みとして本格的な深化へと向かうであろうか。財やサービスの移動に加えて、資本と労働の要素の移動を含めた協力・統合へ向かうか、従来の国民国家の強化のための統合・国民国家の枠を強く残した形での協力から国民国家を超えた形での協力・統合を目指すのか。また果たしていかなる国際公共財を提供するのか、あるいは世界経済管理に貢献することができるのか。第2に、ASEAN が、確固とした協力・統合の基盤を固め、東アジア地域協力のイニシアチブを維持していけるか。すなわち、域外国との交渉力を維持していけるか、また ASEAN 域内経済協力を更に東アジアに展開させていけるか。

更に東アジアの地域経済協力の論点としては、第1に、東アジア地域協力は、どのような役割を担っていけるか。果たしていかなる国際公共財を提供するのか、あるいは世界経済管理に貢献することができるのか。第2に、ASEAN、ASEAN プラス3、EAS、ARF、APEC のそれぞれの協力枠組みは、それぞれの機能を得て重層的に展開するのか。またこの展開は東アジアの地域協力の特徴となっていくのか。第3に、東アジア地域経済協力あるいは東アジア共同体は、果たしてどのようなメンバーシップで、何を目指すのか。以上が上げられるであろう。

今後、東アジアの地域経済協力（更には東アジア共同体）の展開を、ASEAN 憲章の発効と AEC の確立を始め ASEAN の域内経済協力の深化とともに、更に分析していくこととしたい。

参 考 文 献

- ・“Charter of the Association of Southeast Asian Nations,” <http://www.aseansec.org/21069.pdf>.
- ・ASEAN Secretariat, *ASEAN Documents Series*, annually, Jakarta.
- ・ASEAN Secretariat, *ASEAN Annual Report*, annually, Jakarta.
- ・ASEAN Secretariat, *ASEAN One*, Jakarta.
- ・ASEAN Secretariat (1987), *Statement by the ASEAN Foreign Ministers at ASEAN Ministerial Meetings 1967-1987*.
- ・ASEAN Secretariat (2004), *ASEAN: Narrowing the Development Gap*, Jakarta.
- ・ASEAN ISIS (2003), *Towards an ASEAN Economic Community*, Jakarta.
- ・ASEAN Secretariat (2003), *Towards a Single Economic Space*, Jakarta.
- ・Hew, D. (ed.) (2005), *Roadmap to an ASEAN Economic Community*, Institute of Southeast Asian Studies (ISEAS), Singapore.
- ・Hew, D. and Soesastro, H. (2003), “Realizing the ASEAN Economic Community by 2020: ISEAS and ASEAN-ISIS Approaches,” *ASEAN Economic Bulletin*, Vol.20, No.3, ISEAS.
- ・ISEAS (2003), *Concept Paper on the ASEAN Economic Community*, Singapore.
- ・“Report of the Eminent Persons Group,” <http://www.aseansec.org/19247.pdf>.
- ・Severino, R.C. (ed.) (2005), *Framing the ASEAN Charter*, ISEAS.
- ・Severino, R. C. (2006), *Southeast Asia in Search of an ASEAN Community*, Singapore, ISEAS.
- ・石川幸一 (2008) 「ASEAN 経済共同体形成の課題」、馬田啓一・木村福成編 (2008) 『検証・東アジアの地域主義と日本』文眞堂。
- ・浦田秀次郎・石川幸一・水野亮編 (2007) 『FTA ガイドブック』、JETRO。
- ・黒柳米司編 (2005) 『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦：「東アジア共同体」をめざして』明石書店。
- ・佐々木隆生 (2004) 「ステイトとネイション (9) — 近代国民国家と世界経済の政治経済学」、『経済学研究』(北海道大学)、54巻3号。
- ・鈴木早苗「ASEAN 憲章策定に向けた取り組み— 賢人会議 (EPG) による提言を中心に—」、アジア経済研究所『アジア経済』、48巻7号。
- ・中村民雄・佐藤義明・清水一史・関沢洋一『ASEAN 憲章の評価』CREP Discussion Paper No.23、東京大学社会科学研究所。

- ・清水一史 (1998)『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房。
- ・清水一史 (1999)「アジア経済危機と ASEAN 域内経済協力」、世界経済研究協会『世界経済評論』、44 巻 5 号。
- ・清水一史 (2004)「ASEAN 域内経済協力の課題ー新たな展開へ向けてー」、『世界経済評論』、49 巻 10 号。
- ・清水一史 (2005)「ASEAN 域内経済協力の新たな展開と加速：第10回首脳会議と『ビエンチャン行動計画』並びにトヨタ自動車 IMV プロジェクト」、国際貿易投資研究所 (ITI)『地域経済圏の結成と直接投資の変化に関する調査研究ー人口減少化に直

面する日本とその対外的対応ー』。

- ・清水一史 (2006)「第 1 回東アジア首脳会議 (EAS) の成果と展望：ASEAN 域内経済協力の視点から」、『韓国経済研究』、第 6 巻。
- ・清水一史 (2007)「中国と ASEAN：東アジアの地域協力の視点から」、川島真編『中国の外交』山川出版社。
- ・清水一史 (2008)「東アジアの地域経済協力と FT AーASEAN 域内経済協力の深化と東アジアへの拡大ー」、アジア政経学会監修・高原明生・田村慶子・佐藤幸人編 (2008)『現代アジア研究 1：越境』慶応義塾大学出版会。

第 1 表 「ASEAN 憲章」の主な内容

I 目的と原則

第 1 条 目的

- ・地域の平和、安全、安定を維持強化する。
- ・地域的強靱性を強化する。
- ・核兵器や大量破壊兵器の存在しない地域としての東南アジアを維持。
- ・安定、繁栄し、高度な競争力を有する、経済的に統合された、単一市場と生産基地を創出する。
- ・域内での貧困を削減し域内発展格差を縮小する。
- ・民主主義を強化し、グッドガバナンスと法の支配を強化し、人権と基本的自由を促進する。
- ・地域の環境保護を保障する、持続可能な発展を促進する。
- ・地域アーキテクチャーにおける域外パートナーとの関係・協力において主要な推進力である ASEAN の役割を維持する。

第 2 条 原則

- ・独立、主権、領土を尊重する。
- ・加盟国の内政への不干渉。
- ・ASEAN に共通の利益に深刻に影響を与える案件に関して協議を強化。
- ・法の支配、グッドガバナンス、民主主義の原則を支持する。
- ・基本的自由、人権を尊重、社会的正義を推進。
- ・国連憲章、国際法、国際人権法を支持。
- ・多角的貿易ルールと（経済に関係する）ASEAN のルールに基づいたレジームを支持。

II 法人格

第 3 条 ASEAN の法人格

- ・ASEAN は、多国間組織として、法人格を付与する。

III メンバーシップ

IV 組織

第 7 条 ASEAN 首脳会議

- ・ASEAN の最高意思決定機関である。
- ・大臣級の事務局長を指名する。
- ・年 2 回開催される。

第 8 条 ASEAN 調整評議会

- ・ASEAN 外相で構成され、最低年 2 回開催される。

第 9 条 ASEAN 共同体評議会

- ・ASC、AEC、ASCC 評議会で構成され、最低年 2 回会合する。

第10条 ASEAN 部門別閣僚組織

第11条 ASEAN 事務局長と ASEAN 事務局

- ・任期 5 年でアルファベット順の加盟国持ち回りで選出される。
- ・ASEAN の協定や決定の実行状況をモニターする。
- ・ASEAN の見解を代表する。

第12条 常駐代表

- ・各加盟国は、ジャカルタに大使級の ASEAN 常駐代表を指名する。

第14条 ASEAN 人権機構

- ・人権と基本的自由の促進と保護に関する憲章の目的と原則に合わせて、ASEAN は ASEAN 人権機構を設置する。

V ASEAN 連携団体

VI 特権と免除

VII 意思決定方式

第20条 協議とコンセンサス

- ・基本原則として、ASEAN における意志決定は、協議とコンセンサスに基づく。
- ・コンセンサスが得られない場合は、首脳会議が決定方式を定めることが出来る。
- ・重大な憲章違反がある場合には、その案件は ASEAN 首脳会議に委任される。

第21条 履行と手続き

- ・経済合意（コミットメント）の履行に関しては、コンセンサス（全会一致）のもとで、ASEAN マイナスX 方式を含む柔軟な方式を取ることが出来る。

VIII 紛争解決

第26条 未解決の紛争

- ・紛争が解決出来ない場合には、（本憲章の先の規定の適用の後に）ASEAN 首脳会議に決定を委任される。

第27条 コンプライアンス（法の遵守）

- ・事務局長は、紛争解決メカニズムについての成果、提案内容、決定事項に関するコンプライアンスを監視する。

IX 予算と財政

X 運営と手続き

第34条 ASEAN の使用言語

- ・英語とする。

XI アイデンティティーとシンボル

第35条 ASEAN アイデンティティー

- ・共通の ASEAN アイデンティティーを促進する。

第36条 ASEAN モットー

- ・一つのビジョン、一つのアイデンティティー、一つの共同体。

第37条 ASEAN の旗

第38条 ASEAN のエンブレム

第39条 ASEAN の日

第40条 ASEAN の歌

XII 対外関係

第41条 対外関係

- ・ASEAN は地域協定において主要な推進力となる。

XIII 一般及び最終規定

出所：ASEAN 憲章（“Charter of the Association of Southeast Asian Nations,” <http://www.aseansec.org/21069.pdf>）を基に、筆者作成。

注：ASEAN 域内経済協力の特に関連する箇所は、太字とした。